

公益社団法人日本馬事協会馬事普及特別対策事業 公募要領

制 定	平成30年6月12日
改 正	平成31年3月20日
改 正	令和 2年4月 2日
改 正	令和 3年4月16日
改 正	令和 4年4月19日
改 正	令和 5年4月 2日

第1 総則

公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が行う馬事普及特別対策事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）の公募に当たっては、馬事普及特別対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容、補助金の額等

事業の内容及び補助金の額等は、実施要領別表のとおりとする。

第3 応募団体の要件等

- （1）公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 地方競馬主催者
 - イ 農業協同組合
 - ウ 農業協同組合連合会
 - エ 公社
 - オ 担い手集団
 - カ 特任団体
- （2）応募団体は、次の全ての要件を満たすものとする。
 - ア 事業を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
 - イ 事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。
 - ウ 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
 - エ 日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、令和5年度から5年間以内とし、年度毎の実施期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までの間とする。

第5 補助事業の対象経費の範囲等

補助事業の対象となる経費は、実施要領別表の「補助の対象」に定める経費とし、経費の使用に当たっては、別添「令和5年度地方競馬全国協会 畜産振興補助事業に

係る補助金の使用上の留意点」に定めるものとする。但し、技術料は対象外とする。

第6 応募の手続き等

(1) 公表

応募の手続き等については、協会のホームページ等で公表するものとする。

(2) 応募書類

応募書類は、次のとおりとする。ただし、別途、同様の内容が確認出来る書類が提出されている場合は、応募書類の一部を省略することができる。

ア 公益社団法人日本馬事協会補助事業応募書（様式1）

イ 事業実施体制（様式2）

ウ 事業実施計画（様式3）

エ 応募団体における事業に関する取組等（様式4）

オ 定款又は寄付行為等の応募団体の活動がわかる書類

カ 直近の事業及び決算報告書

(3) 提出期間

令和5年5月8日（月）から6月16日（金）午後5時必着とする。

(4) 提出先

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館7階

公益社団法人日本馬事協会

(5) 問合せ先

公益社団法人日本馬事協会 業務部

電話：03-3297-5626

ファクシミリ：03-3297-5628

電子メール：gyoumu@bajikyo.or.jp

※ 電話による問い合わせについては、平日午前10時から午後5時
にお願いいたします。

第7 審査の方法等

(1) 審査の方法

協会は、応募団体から提出された応募書類について第3の(2)の応募要件を満たしているか確認を行うとともに、必要に応じて追加の資料の提出及びヒアリングを実施するなどの方法により、応募書類の内容を審査するものとする。

なお、審査の経過は通知しないこととし、問合せにも応じないものとする。

また、提出された応募書類は、返還しないものとする。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施する。

ア 書類審査

提出された応募書類の内容について、書類審査を実施するものとする。

イ ヒアリング審査

必要に応じて、応募団体の代表者（代理も可能とする。）に対するヒアリング審査を実施することができるものとする。

ウ 最終審査

書類審査(ヒアリング審査を行った場合には、当該ヒアリング審査を含む。)における評価を踏まえ、選定された事業実施主体の候補者について協会が設置する「補助事業に係る審査委員会」で当該候補者を事業実施主体とすることの可否について意見を聴取し、決定するものとする。

(3) 審査の観点

審査の具体的な観点は、次のとおりとする。

ア 応募団体は、その設置目的からみて事業の事業実施主体として適切であるとともに事業の趣旨、目的、内容を十分に理解しているか。

イ 応募団体は、事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。

ウ 応募団体は、事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。

エ 応募団体は、事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。

オ 応募団体は、日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。

カ 応募団体は、事業を重種馬等の生産振興等のために有効に活用すると見込まれるか。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果(採択又は不採択)については、応募団体に対して速やかに通知するとともに、協会ホームページ等で公表するものとする。

なお、事業実施主体に選定後、直ちに補助金が交付されるものではなく、別途、必要な手続きを経て、交付決定されるものとする。

第8 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、補助金の経理処理・資金管理状況を常に把握するとともに補助金の使途については、諸規程に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげられるように努めるものとする。

実施要領 別表

事業の内容及び要件	事業実施主体	注意事項	補助率等及び事業実施期間
(1) イベント活性化促進事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	馬事全般に係るイベントについては、次のいずれかで開催するものであること。 ① 地方競馬場で開催するイベント ② 馬の共進会、畜産フェア、農業祭等で開催する馬事普及教室等	定額 事業実施期間は、令和5年度から5年間（令和9年度）以内とする。
(2) 生産技術研修事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	後継者の養成、飼養技術の情報交換、馬文化啓発活動等の研修の内容は次のとおりとする。 ① 馬の飼養管理技術に関すること ② 馬の繁殖技術に関すること ③ 家畜のふん尿処理利用に関すること ④ 馬産の経営に関すること ⑤ 馬の先進地の事例に関すること	定額 事業実施期間は、令和5年度から5年間（令和9年度）以内とする。
(3) 調査研究事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 特認団体	事業実施主体が重種馬の生産技術に係る調査研究で事業を第三者に委託若しくは第三者と共同研究する場合は、地方競馬全国協会畜産振興事業を第三者に委託して実施した場合の留意事項に基づき実施することとする。	定額 事業実施期間は、令和5年度から5年間（令和9年度）以内とする。
(4) 共進会等推進事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 特認団体	本事業における共進会の対象は、重種馬が10頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。	定額 事業実施期間は、令和5年度から5年間（令和9年度）以内とする。
(5) 全道共進会開催支援事業	特認団体	本事業における共進会の対象は、重種馬が10頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。	定額 事業実施期間は、令和5年度から5年間（令和9年度）以内とする。